

牛クロストリジウム感染症3種混合（アジュバント加）トキソイド

動生剤基準の牛クロストリジウム感染症3種混合（アジュバント加）トキソイドの 3.4.3、3.4.7 及び 3.4.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。